

山梨県建築基準法施行条例新旧対照表

新	旧
<p>(居室を三階以上の階に設ける場合)</p> <p>第三条 主要構造部が木造である建築物（耐火建築物及び準耐火建築物）を除く。</p> <p>）の三階以上の階に居室を設ける場合においては、最上階以外の階の壁及び天井を準不燃材料で仕上げ、かつ、二以上の階段を設ける等避難上有効な施設を設置しなければならない。ただし、地階を除く階数が三の建築物で法第六十一条の規定（準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が千五百平方メートル以下のものに適用されるものに限る。）に適合する場合又は建築物の構造により防火上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(居室を三階以上の階に設ける場合)</p> <p>第三条 主要構造部が木造である建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物）を除く。</p> <p>）の三階以上の階に居室を設ける場合においては、最上階以外の階の壁及び天井を準不燃材料で仕上げ、かつ、二以上の階段を設ける等避難上有効な施設を設置しなければならない。ただし、階数が三の建築物で令第三百三十六条の二に規定する技術的基準に適合する場合又は建築物の構造により防火上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>(学校の教室等の出入口)</p> <p>第九条 学校の用途に供する建築物で主要構造部が木造であるものの（耐火建築物及び準耐火建築物）を除く。）は、教室その他幼児、児童、生徒又は学生を収容する居室で床面積が三十平方メートルを超えるものを設ける場合においては、当該教室又は居室に避難上有効な二以上又は幅員一・五メートル以上の出入口を設けなければならない。</p>	<p>(学校の教室等の出入口)</p> <p>第九条 学校の用途に供する建築物で主要構造部が木造であるものの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物を除く。）は、教室その他幼児、児童、生徒又は学生を収容する居室で床面積が三十平方メートルを超えるものを設ける場合においては、当該教室又は居室に避難上有効な二以上又は幅員一・五メートル以上の出入口を設けなければならない。</p>
<p>(マーケットの構造に関する制限)</p> <p>第十五条 マーケットの用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物及び準耐火建築物</p>	<p>(マーケットの構造に関する制限)</p> <p>第十五条 マーケットの用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物を除く。）には、二階を設けてはな</p>

を除く。)には、二階を設けてはならない。

(上階に設ける共同住宅等の禁止)

第十八条 共同住宅又は寄宿舍で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、主要構造部が令第百十二条第二項に掲げる基準に適合する準耐火構造でない遊技場、ダンスホール、キャバレー又は倉庫業を営む倉庫の用途に供する建築物の上階に設けてはならない。

(長屋の出入口と道路との関係)

第十九条 長屋の各戸の出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- 一 三戸建て以下で幅員二メートル以上の敷地内の通路に面したもの
- 二 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が令第百十二条第二項に掲げる基準に適合する準耐火構造であり、かつ、敷地の周囲の状況により安全上及び衛生上支障がないもの

(車庫等の構造)

第二十一条 車庫等の直上に二以上の階又は床面積が百平方メートルを超える直上階がある場合においては、その直下における車庫等の主要構造部を令第百十二条第二項に掲げる基準に適合する準耐火構造としなければならない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用除外)

らない。

(上階に設ける共同住宅等の禁止)

第十八条 共同住宅又は寄宿舍で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、主要構造部が令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造でない遊技場、ダンスホール、キャバレー又は倉庫業を営む倉庫の用途に供する建築物の上階に設けてはならない。

(長屋の出入口と道路との関係)

第十九条 長屋の各戸の出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- 一 三戸建て以下で幅員二メートル以上の敷地内の通路に面したもの
- 二 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造であり、かつ、敷地の周囲の状況により安全上及び衛生上支障がないもの

(車庫等の構造)

第二十一条 車庫等の直上に二以上の階又は床面積が百平方メートルを超える直上階がある場合においては、その直下における車庫等の主要構造部を令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造としなければならない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用除外)

第二十二条の二 次の各号に掲げる用途に供する建築物のうち、

第二十二條の二 次の各号に掲げる用途に供する建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたもの

に限る。）又は令第百

二十九條の二第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものについては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 小学校 第八條

二 興行場等 第十二條（第一項第五号に係る部分を除く。）

2 略

当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）又は令第百二十九條の二第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものについては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 小学校 第八條

二 興行場等 第十二條（第一項第五号に係る部分を除く。）

2 略